

尾張旭市告示第106号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定による送達すべき書類であって、その送達が困難であると認められるものについて、同法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和8年10月6日

尾張旭市長 柴 田 浩

送達を受けるべき者の氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
田頭 恵美	督促状 市県民税・普徴8年度1期 (0000109118)
中村 斎義	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000003781)
荒田 英之	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000004021)
加藤 翔太	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000004630)
深澤 保弘	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000005278)
多賀 健志	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000006770)
フクダ シエロ シンディ フェルナンド	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000006921)
松田 悟史	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000007020)
セギスムンド フランチェスカ レジン オルティス	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000007186)
加藤 郁樹	督促状 国民健康保険税8年度第1期 (0000007792)

バロス ホリイ ヴィニシウス	督促状 国民健康保険税 8 年度第 1 期 (0000007965)
株式会社 不二商土地建設	督促状 固定資産税・都市計画税 8 年度 2 期 (0000217054)
株式会社 ケイエムジー	督促状 固定資産税・都市計画税 8 年度 2 期 (0000386541)